

## 刑事補償規則

### 昭和25年1月1日最高裁判所規則第1号

刑事補償規則を次のように定める。

#### 刑事補償規則

刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の期間、決定、即時抗告、異議の申立及び同法第十九条第二項（同法第二十五条第二項において準用する場合を含む。）の抗告については、同法に定めるものの外、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）を準用する。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。